

一般社団法人クラシックを聴こう協会
定 款

平成27年10月15日 作 成

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人クラシックを聴こう協会と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、クラシック音楽文化の振興を図ることを目的とする。この目的に資するため、次の事業を行う。

- ① クラシック音楽の演奏会、コンテストの開催
- ② クラシック音楽に関する協議会、展覧会、講演会、講習会等の開催
- ③ クラシック音楽に関する出版物および電子出版物の刊行
- ④ クラシック音楽に関する調査研究
- ⑤ その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、社員総会及び理事のほか、理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の5種とし、運営会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- ① 運営会員：当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- ② 一般会員：当法人が運営するサービスに登録した個人
- ③ 演奏会員：当法人が運営するサービスにサービサーとして登録した個人
- ④ 賛助会員：当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

- ⑤ 名誉会員：当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第7条 運営会員又は演奏会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに運営会員又は演奏会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 運営会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第19条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- ① 本定款その他の規則に違反したとき。
- ② 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- ③ その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 会費の納入が継続して半年以上されなかったとき。
- ② 総運営会員が同意したとき。
- ③ 当該会員が解散したとき。
- ④ 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。運営会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出された金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、運営会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、運営会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- ① 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- ② 会員の除名
- ③ 役員等の選任及び解任
- ④ 役員等の報酬の額又はその規定
- ⑤ 各事業年度の決算報告
- ⑥ 定款の変更
- ⑦ 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- ⑧ 解散
- ⑨ 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- ⑩ 過半数の理事が発議して社員総会に付議した事項
- ⑪ 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に随時これを開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての運営会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総運営会員の議決権の10分の1以上を有する運営会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第 18 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した運営会員の中から議長を選出する。

(決議)

第 19 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総運営会員の議決権の過半数を有する運営会員が出席し、出席した運営会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総運営会員の半数以上であって、総運営会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- ① 会員の除名
- ② 監事の解任
- ③ 定款の変更
- ④ 解散
- ⑤ 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- ⑥ その他法令の定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第 20 条 社員総会に出席できない運営会員は、他の運営会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該運営会員又は代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第 21 条 理事又は運営会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、運営会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が運営会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、運営会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(社員総会規則)

第 23 条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第 4 章 役 員 等

(役員等)

第 24 条 当法人に、次の役員を置く。

- ① 理事 3 名以上 10 名以内
 - ② 監事 2 名以内
- 2 理事のうち、1 名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、2 名以内を副会長とすることができる。
 - 3 理事のうち 5 名以内を業務執行理事とし、そのうちの 1 名以内を専務理事、4 名以内を常務理事とすることができる。

(選任等)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から定める。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の事業を行う団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第 26 条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 専務理事は、当法人の業務を執行する。
- 4 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財

産の状況の調査をすることができる。

(役員等の任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 29 条 役員は社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総運営会員の半数以上であって、総運営会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 30 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）として支給することができる。

(取引の制限)

第 31 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- ① 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - ② 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - ③ 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 32 条 当法人は、役員的一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当法人は、非業務執行理事との間で、一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、

法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

(名誉会長及び顧問)

第 33 条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、会員の中から、社員総会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第 34 条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第 5 章 理 事 会

(構成)

第 35 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(選任等)

第 36 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- ① 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - ② 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - ③ 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - ④ 理事の職務の執行の監督
 - ⑤ 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- ① 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - ② 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - ③ 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - ④ 理事の職務の執行の監督
 - ⑤ 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 37 条 理事会は法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることがで

きる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 39 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 40 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第 42 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 6 章 基金

(基金の拠出)

第 43 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の募集等)

第 44 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、社員総会の決議を経て会長が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 45 条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第 46 条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第 141 条第 2 項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第 47 条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第 7 章 会 計

(事業年度)

第 48 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(事業計画及び収支予算)

第 49 条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置く。
- 3 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第 1 項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 50 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、第 1 号の書類については社員総会にその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については社員総会の承認を受けなければならない。

- ① 事業報告
 - ② 事業報告の附属明細書
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - ⑤ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - ⑥ 財産目録
 - ⑦ キャッシュフロー計算書
- 2 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- ① 監査報告
 - ② 理事及び監事の名簿
 - ③ 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

- ④ 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第 8 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 51 条 この定款は、社員総会において、総運営会員の半数以上であつて、総運営会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

- 2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 52 条 当法人は、一般法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正社員の半数以上であつて、総運営会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第 53 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第 9 章 委員会

(委員会)

第 54 条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会の決議により選任する。
3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 55 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が社員総会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 56 条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 57 条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 12 章 附 則

(委任)

第 58 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第 59 条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは運営会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第 60 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

(設立時役員等)

第 61 条 当法人の設立時役員等は、次のとおりである。

(省略)

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 62 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

(省略)

(法令の準拠)

第 63 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。